



# 「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」について

技術基準の種類: 例規  
通知日: 平成10年 5月25日

事務連絡  
平成10年 5月25日

倉吉土木事務所工務二課 課長補佐  
米子土木事務所工務二課 課長補佐 } 様  
鳥取港湾事務所工務係長

港湾課 港湾係長

「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」について

このことについて、別紙のとおり配布がありましたので、今後の参考にするとともに積極的に活用してください。

港環第81号  
平成10年 4月28日

鳥取県 土木部長 殿

運輸省港湾局環境整備課長

プレジャーボート係留・保管対策の推進について

近年、プレジャーボート需要の増加に伴い、港湾、漁港、河川等の公共用水域に放置されるプレジャーボート、いわゆる放置艇による問題が全国各地で顕在化している。

運輸省港湾局、水産庁及び建設省河川局では、こうした放置艇問題を解消し、公共用水域の利用を一層適切に進めるとともに、プレジャーボート活動を地域の振興に結びつけるため、3省庁合同で「プレジャーボートによる海洋性レクリエーションを活用した地域振興方策調査委員会」を設置し、プレジャーボート係留・保管対策に関する3省庁共通の基本方針や今後取り組むべき施策に関する検討を行ってきた。

今般、調査委員会において「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」が取りまとめられたので送付する。また、本提言を踏まえ、調査の一環として「プレジャーボート係留・保管計画」を策定する際に検討すべき事項を「プレジャーボート係留・保管計画の検討指針」として取りまとめたのであわせて送付する。今後、貴職におかれては、放置艇対策やプレジャーボートを活用した地域の振興を講じるにあたって、これらを参考にされるようお願いする。

また、貴管内の地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いする。

なお、漁港管理者及び河川管理者については、水産庁及び建設省河川局よりそれぞれ同様の連絡がされているので念のため申し添える。